

生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード：制度設計、各界の反響および今後の構造的課題

Gemini 3.7 Flash

内閣府知的財産戦略推進事務局および「AI時代の知的財産権検討会」は、2026年8月25日、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」を正式に公表した¹。本コードは、急速に普及する生成AIの技術革新と知的財産権の保護という相反する要請を調和させるため、AI開発者および提供者が自主的に遵守すべき行動原則と情報開示の枠組みをsoft law（法的拘束力のない規範）として体系化したものである²。本報告書では、策定の政策的背景、制度設計の詳細、ステークホルダー間の利害対立と反響、そして今後の実効性確保に向けた構造的課題を包括的に分析・整理する。

策定の背景と制度的枠組みの変遷

著作権法第30条の4をめぐる環境変化と策定経緯

日本の現行著作権法第30条の4は、情報解析を目的とした著作物の利用を広く許容しており、日本は国際的に機械学習を行いやすい環境にあると評価されてきた⁷。しかし、生成AIが商業利用を含めて社会に急速に浸透するにつれ、クリエイターや報道機関等の権利者側から、自らの著作物が無断で学習データとして取り込まれ、類似したコンテンツが大量生成されることによる市場侵食や権利侵害への懸念が強く主張されるようになった³。特に、AIモデルが何を学習したかが外部から検証できない「ブラックボックス問題」は、権利者が権利行使を行う際の重大な障壁となっていた⁵。こうした課題に対処するため、政府は2023年に知的財産戦略本部の下へ「AI時代の知的財産権検討会」を設置し、著作権法そのものの解釈・改正論議とは別個の枠組みとして、透明性確保のガイドライン策定に着手した²。2025年12月26日から2026年1月26日にかけて実施された意見公募（パブリックコメント）には産業界・権利者団体から多数の意見が寄せられ¹¹、政府は「知的財産推進計画2026」において本コードの策定方針を明記した¹³。その後、2026年8月18日の第13回検討会において修正案が大筋了承され²、同年8月25日に正式公表されるに至った¹。

年月日	政策プロセスおよび決定事項
2023年	内閣府知的財産戦略本部に「AI時代の知的財産権検討会」を設置し、検討を開始 ²
2025年12月26日～2026年1月26日	「プリンシプル・コード（仮称）（案）」に関するパブリックコメントを実施 ¹¹

2026年6月12日	「知的財産推進計画2026」が閣議決定され、 プリンシプル・コードの制定方針を明記 ¹³
2026年8月18日	AI時代の知的財産権検討会(第13回)にて、 パブコメ反映後の修正案を提示・了承 ²
2026年8月25日	「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産 の保護及び透明性に関するプリンシプル・ コード」を正式公表 ¹

制度の基本性格:「コンプライ・オア・エクスプレイン」

本コードは、一律の義務付けや罰則を伴うハードローではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン(Comply or Explain: 原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する)」手法を採用している²。AI技術の進展速度が極めて速い状況下において、過度な規制によるイノベーションの阻害を回避しつつ、事業者の自律的な開示と市場の規律を通じた信頼醸成を意図した制度設計となっている³。

プリンシプル・コードの構造と中核的内容

本コードは、総論において適用対象の明確化および受入れ状況の可視化手続を定め、本論において事業者が準拠すべき「3つの主要原則」を規定している¹⁶。

適用対象の範囲と除外基準

コードの適用対象は、「生成AI開発者」および「生成AI提供者」(総称して「生成AI事業者」)に大別される¹³。

区分	定義・要件	適用上の留意点および除外規定
生成AI開発者	生成AIシステムを構築し、公衆(不特定または特定多数)に実質的に提供する者 ¹³	営利・非営利の目的や法人・個人の別を問わず対象となる ¹³ 。単に受託開発で一部プロセスのみを請け負う者や、外部提供を行わない純粋な研究開発者は原則除外される ¹³ 。
生成AI提供者	生成AIシステムを製品やサービスに組み込み、公衆に提供する者 ¹³	既存システムやビジネスプロセスに生成AIを組み込んで一般提供する事業者が含まれる ¹³ 。
国外事業者への適用	日本国内に拠点がなくても、	日本語表示、日本円決済、

	日本市場を対象にサービスを提供する事業者 ⁵	国内向け広告等の客観的状況から判断され、国内連絡先等の明示が求められる ⁵ 。
適用除外対象	権利侵害リスクが著しく低いシステム・サービス ³	単一組織の閉域データのみで構築された特化型AI ¹⁴ 、社内利用限定システム ¹⁴ 、統計的推論・データ出力のみで著作権侵害のおそれが著しく低いシステム等 ¹³ 。

3つの主要原則の体系



原則1: 透明性確保のための概要開示

すべての対象事業者は、自社のコーポレートサイト等において、以下の各事項の概要(概要開示対象事項)を事前に公表することが求められる²。

- 使用モデル関係: モデルの名称、バージョン、更新履歴、アーキテクチャ・設計仕様、ライセンス契約状況、利用規定(想定用途および禁止用途)、トレーニングプロセスの概要¹³。
- 学習データ関係: 学習および検証に用いられたデータの種類・収集方針、Webクローリングに使用したクローラーの情報(名称や収集時期)、検索拡張生成(RAG)で参照される知識データ¹³。
- 知的財産権保護のための措置: robots.txtやペイウォールの遵守、海賊版サイトへのクロール回避、権利侵害出力を抑止するフィルタリング機能、電子透かし(C2PA等)の導入、学習ログの一定期間保持、利用規約における知財保護条項の整備¹³。

原則2: 法的手続を執る権利者への詳細開示

映画、音楽、写真、文章等の著作権者(または委任を受けた弁護士等)が、自らの権利実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR(裁判外紛争解決手続)などの法的手続を現に行っているか、または準備している場合、事業者に対して所定事項の照会を行うことができる²。事業者は、照会された特定のURLやドメイン等の情報が学習データに含まれているか否か、また提供者が回答不能な場合は搭載モデルの開発者名称を回答する¹⁴。

原則3: 生成物を作成した利用者への照会対応

生成AIサービスを用いて生成物を作成した利用者が、自らの生成物の適法性を確認する等の目的で照会を行った場合、事業者は学習データへの含有有無等について回答する²。ただし原則3では、

利用者が回答内容を目的外に使用しないことや、当該事業者に対する訴訟・紛争手続に流用しない旨を誓約することが要件として課されている²⁰。

受入れ状況の可視化手続

原則を受け入れる事業者は、コーポレートサイト等で受入れ方針および具体的な実施状況（実施しない原則がある場合はその理由）を公表した上で、内閣府知的財産戦略推進事務局へ届け出る必要がある¹⁶。同事務局は届出のあった事業者一覧およびリンクを公表し、内容自体の審査は行わず、市場や取引先による評価・デューデリジェンスに委ねる仕組みを採用している¹⁴。公表事項は原則として毎年見直し・更新することが求められる¹⁶。

各界の反響とステークホルダー間の対立軸

本コードの公表は、長年不透明であったAI学習データの開示ルールを確立する重要な一歩として評価された一方で、権利者側と開発事業者側で評価の力点が大きく分かれており、双方から実務運用上の懸念が示されている⁵。

ステークホルダー	主な評価点（賛意）	主な批判点・懸念事項	提示された主な要望・対案
権利者・クリエイター団体 （日本新聞協会、NAFCA、日本書籍出版協会 等）	・学習データやクローラー情報の開示原則が明文化された点 ⁵ ・EU AI Act等の国際的潮流と整合する点 ⁵ ・権利侵害を把握し交渉・救済に着手する実務的「入口」ができた点 ⁵	・法的拘束力や罰則がなく、自主規制にとどまるため実効性が不透明 ⁹ ・原則2の開示対象がURL/ドメイン等の照合に限定され、侵害立証に不十分 ⁹ ・海外事業者が遵守しない懸念 ⁹	・改善が見られない場合の迅速な「法制化」 ⁹ ・開示要求対象をコンテンツ単位へ拡張すること ⁹ ・コード遵守を政府調達や補助金交付の要件に連動させること ⁹
AI開発者・経済団体 （経団連、新経済連盟、AIガバナンス協会 等）	・ハードローによる過度な規制を避け、柔軟な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を採用した点 ⁶ ・国内AI産業のイノベーション活力を維持した点 ¹⁷	・中小企業、スタートアップ、OSS開発者に対する開示・照会対応の過重な負担 ¹³ ・大企業における説明責任（エクスプレイン）の難しさと株主代表訴訟等のリスク ¹³	・適用除外基準のさらなる明確化 ¹³ ・過剰な開示要求に対する防御規定の整備 ²³ ・海外事業者とのイコールフィッティング

		・厳格化による日本の競争力低下 ¹⁷	(公平な競争条件)の確保 ²¹
法務・知財専門家	・著作権法第30条の4の解釈論に踏み込まず、手続的透明性により紛争解決の導線を敷いた点 ⁷	・開示情報が訴訟での証拠として用いられる法的リスク ¹³ ・robots.txt等のAI学習に対する法的効力が未確立である点 ¹⁸	・企業におけるモデルカードや利用規約の再整備 ¹⁵ ・クリーンデータセット整備や認証制度の創設 ¹³

権利者側は、報道コンテンツの無断利用や検索エンジンの「ゼロクリックサーチ」によるトラフィック奪取に強い危機感を抱いており、違反事業者に対する直接的な強制力がない点を批判している⁹。一方の開発事業者側は、開示要求対応に伴う人的・技術的コストや、営業秘密・ノウハウ流出のリスクを懸念しており、ソフトローの枠組みが事実上の硬直的な義務として機能することを警戒している¹²。

今後直面する構造的課題と政策的展望

プリンシプル・コードの公表によって一定の共通ルールが示されたものの、運用の実効性と産業発展を両立させるためには、以下の構造的課題に対処する必要がある。

1. 実効性の担保と海外プラットフォーマーへの域外適用

本コードの実効性を左右する最大の要因は、世界的な市場支配力を持つ海外メガテック企業がコードをどの程度遵守するかである⁵。日本向けサービスを提供する国外事業者も適用対象と整理されたが、罰則がないソフトローである以上、届出や開示を行わない海外事業者に対する直接的な制裁手段は存在しない⁵。海外事業者が遵守を怠り国内事業者のみが対応コストを負担する事態になれば、国内産業の競争力が削がれる恐れがある²¹。そのため、日本新聞協会等が提言するように「コードの遵守を政府調達や公的助成金・研究開発支援の必須条件に設定する」といった経済的インセンティブ設計の早期具体化が求められる⁹。

2. 開示の粒度と立証実効性のギャップ

原則2において、照会対象が「事業者が容易に確認可能なURL情報等の含有有無」に限定されたことは、事業者の探索負担を軽減する現実的な措置であった²⁰。しかし、Webスクレイピングの過程でURL情報が欠落している場合や、ドメイン単位の回答にとどまる場合、権利者側が著作権侵害訴訟において「依拠性」を立証することは極めて困難である⁹。形式的な情報開示にとどまり、実質的な権利救済に結びつかない形骸化をどう防ぐかが問われている⁵。

3. スタートアップおよびオープンソースコミュニティへの萎縮効果

修正案において「権利侵害のおそれが著しく低いシステム」の除外が明記されたものの、公衆への提供を行う限り、非営利・個人・スタートアップも原則としてコードの適用射程に含まれる¹³。特にOSS（オープンソースソフトウェア）の公開者に対する明確な例外規定が見送られたことで、十分な法務・知財リソースを持たない開発者が、説明責任の負担や潜在的な訴訟リスクを懸念して開発・公開を断念するという「イノベーションの萎縮効果」が懸念されている¹³。

4. 対価還元インフラとAI認証制度の構築

情報開示による事後的な追跡のみでは、クリエイターへの経済的還元や侵害の根本的抑止には限界がある⁹。そのため、「知的財産推進計画2026」が掲げるように、権利関係がクリアな大規模データを国家規模で整備する「データ道路・データ新幹線構想」や、データ提供者に対価を配分する「データインカム制度」の導入が不可欠とされる¹³。さらに、権利侵害防止フィルター等の安全措置を備えたモデルを公的に認証する「AI認証制度」を確立し、認証モデルを使用する事業者には開示義務の軽減を認めるような包括的エコシステムの形成が望まれる¹³。

5. 自律型AIエージェントの進展に伴う規範の再定義

現行のコードは、人間がプロンプトを入力し出力を確認して利用する従来の生成AIモデルを主たる前提として設計されている¹³。しかし、複数のAIが自律的に判断・協調して業務を遂行する「自律型AI（AIエージェント）」が普及する時代においては、人間による出力確認を前提としたチェック体制は機能しなくなる¹³。システムアーキテクチャ自体に知財保護機能を埋め込む技術的ガバナンスと、技術動向に応じたプリンシプル・コードの機動的な改訂が今後の継続課題となる³。

結論

2026年8月25日に公表された「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」は、著作権法第30条の4の柔軟性を維持しながら、手続的透明性を通じて権利者と開発者の信頼関係を再構築しようとする日本独自のソフトロー政策である²。

本コードが実効性を持つか否かは、内閣府による受入れ事業者の可視化運用と、公的調達基準等を活用したインセンティブ設計にかかっている⁹。政府および産業界は、開示の運用状況を継続的にモニタリングしつつ、クリーンデータセットの整備、対価還元メカニズム、AI認証制度といった環境整備を一体的に推進することが求められる³。

引用文献

1. 骨董通り法律事務所 For the Arts, <https://www.kottolaw.com/>
2. 【著作権／AI】AIは何を学んだのか——政府が「学習データの透明性」, <https://www.nazumi-office.com/post/%E3%80%90%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9-ai%E3%80%91%E3%81%AF%E4%BD%95%E3%82%92%E5%AD%A6%E3%82%93%E3%81%A0%E3%81%AE%E3%81%8B%E2%80%95%E2%80%95%E6%94%BF%E5%BA%9C%E3%81%8C%E3%80%8C%E5%AD%A6%E7%BF%92%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%81%AE%E9%80%8F%E6%98%8E%E6%80%A7%E3%80%8D%E3%82%92%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%8B%E6%96%B0%E3%81%9F%E3%81%AA%E5%8E%9F%E5%89%87-%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%89-%E3%82%92%E7%AD%96%E5%AE%9A>
3. 政府がAI学習データ開示を要請 | 3原則・罰則なし - AIフレンズ, <https://aifriends.jp/japan-ai-principle-code-training-data-disclosure/>
4. 罰則ゼロ・審査ゼロ 内閣府が示した3原則の中身【8/25】 | DEINKO, <https://note.com/deinko/n/n577c41e93f35>
5. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性」, <https://nafca.jp/public-comment19/>
6. コンテンツ産業の振興に向けて (2026年3月12日 No.3721) - 経団連, https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0312_06.html

7. 【動画解説・動画資料】生成AI知財プリンシプル・コード～大手企業,
<https://www.miyake.gr.jp/notice/%E3%80%90%E5%8B%95%E7%94%BB%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E3%83%BB%E5%8B%95%E7%94%BB%E8%B3%87%E6%96%99%E3%80%91%E7%94%9F%E6%88%90%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%BB/>
8. コラム プラットフォーム・プラットフォーマー - 骨董通り法律事務所,
<https://www.kottolaw.com/column/platform.html>
9. https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html
10. NEWS CLIP | 気になった法務・政策ニュース | 2026年8月26日 from,
<https://www.nazumi-office.com/post/news-clip-%E6%B0%97%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%9F%E6%B3%95%E5%8B%99%E3%83%BB%E6%94%BF%E7%AD%96%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9-2026%E5%B9%B4%E6%9C%88%E6%97%A5-from%E9%82%A3%E4%BD%8F%E8%A1%8C%E6%94%BF%E6%9B%B8%E5%A3%AB%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%89%80>
11. 内閣府、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明」,
<https://current.ndl.go.jp/car/268921>
12. 機械学習パラダイス・日本におけるAIソフトロー『AIの適切な利活用」,
<https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
13. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性,
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6575/>
14. 生成AIの「学習データ開示」原則案を読む - TIMEWELL,
<https://timewell.jp/columns/ai-ip-principle-code-2026>
15. AI時代の知的財産権検討会(第13回)の内容・反響・課題と企業,
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/3cad49aacff4b8d11a86.pdf>
16. https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf
17. AI時代の知的財産権検討会(第11回),
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/gijiroku.pdf
18. 【2026年最新】AIプリンシプル・コードとは | 生成AI著作権ルール,
<https://uravation.com/media/japan-ai-principle-code-guide/>
19. 知的財産推進計画 2026 と AI 基本計画素案における 生成 AI 施策の,
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/33d0b474e1dada6febab.pdf>
20. コンプライ・オア・エクスプレインの移植 / 生成AI知財プリンシプル,
https://note.com/gifted_viola8806/n/n1dcd9ffaf771
21. AI知財プリンシプル・コード (2026年2月5日 No.3716) - 経団連,
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0205_03.html
22. 日本新聞協会がプリンシプルコードに意見書「実効性に課題があり」,
<https://corp.aicu.ai/ja/genai-20260127>
23. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性」,
<https://www.ai-governance.jp/blog/proposal-260126>